

令和4年

4月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和4年4月定例総会 会議録

1 日 時 令和4年4月12日（火） 午前9時30分 開議

2 場 所 酒田市役所 703号室

3 出席委員（28名）

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
			5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員	17番	佐藤 良	委員	18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員（1名）

4番 阿部 香美 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠
主事 土田智世
会計年度任用職員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

- 1) 農地法第3条の3届出書の受理について
- 2) 農地法第5条届出書の受理について
- 3) 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 4) 解約
- 5) 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第19号 農用地利用集積計画について
議第20号 別段の面積の設定について

8 閉 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

それでは、ただいまから4月の酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

4月の年度初めということで、初めに農業委員憲章の唱和を行いたいと思います。例年、新年1月と新年度4月に憲章の唱和を行っております。

また、前回同様、コロナということもありますので、齋藤会長職務代理から読み上げをしていただいて、皆さんは黙読ということでよろしく願いたいと思います。

それでは、皆さん、ご起立をいただいて、会長代理、よろしく願いたいと思います。

○齋藤 均 会長職務代理者

それでは、次回1月にはみんなで読み上げたいんだというような願いを込めまして、新年度農業委員会憲章の唱和を行いたいと思います。

(農業委員会憲章 読み上げ)

○村岡事務局長

ありがとうございました。着席ください。

総会の開会に当たりまして、五十嵐直太郎会長よりご挨拶申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長

(挨拶)

○村岡事務局長

どうもありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規程第19条により、会長が務めるということになってございます。

それでは、五十嵐会長、よろしく願いたいと思います。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆さんのご協力によりまして、議事を円滑に進行してまいりたいと思います。

本日の欠席委員は、4番、阿部香美委員です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、25番、尾形大介委員、26番、後藤保喜委員の両名をお願いいたします。

◎報 告 事 項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項につきましては、議案の1ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について11件、2、農地法第5条届出書の受理について2件、3、地目変更登記に係る照会に対する回答について2件、4、解約2件、5、

農地法第18条第6項の規定による通知受理について3件、以上20件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長
(報告事項を朗読説明する)

○五十嵐直太郎 議長
報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。何か他にございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長
これより議事に入ります。
議第17号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長
議第17号 農地法第3条の規定による許可申請については5件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長
それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、8ページをご覧ください。
なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他、経営面積まで、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。
また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。
それでは、8ページをご覧ください。
酒田35番、幸町の〇〇から山居町の〇〇へ。十里塚の畑12筆、相手方の要望、所有権移転になります。別添資料をご覧ください。
10アール当たりの価格のほうは14万1,000円で、総額200万円の割り返しとなります。
続きまして、酒田36番、宮内の〇〇から、同じく宮内の〇〇へ。穂積と宮内の畑、田んぼ、合計34筆を孫への経営移譲のため使用貸借権の設定です。受け人の〇〇が新規就農者となりますので、別添資料の4ページのエントリーシートを提出していただいておりますのでご覧ください。
エントリーシートの欄、住所が新庄市となっておりますが、申請時の住所が農業大学の住所ということで、新庄市になっております。農業大学を卒業して実家に戻り新規就農するということで、次世代型交付金の申請の予定があるということ聞いております。
続きまして、酒田37番、遊佐町の〇〇から、同じく遊佐町の〇〇へ。千代田の田んぼ4筆、こちらも孫への経営移譲のための使用貸借権の設定です。こちらの〇〇も新規就農者ということで、エントリーシートを提出していただいておりますので別添資料の5ページをご覧ください。
メインの圃場は遊佐町にありますが、酒田市にある所有農地分を祖父から使用貸借するものです。年齢は21歳で、こちらの方も遊佐町で次世代型交付金を申請する予定があるということ聞いております。
続きまして、酒田38番、39番は、同じ渡人になります。酒田38番、大町の〇〇から広野の〇〇へ。広野の田んぼ1筆、賃貸借権の設定で10アール当たり1万1,000円となります。酒田39番、大町の〇〇から広野の〇〇へ。広野の田んぼ2筆、こちらも賃貸借権の設定で10アール当たり1万1,000

円になります。こちらの酒田38番、39番につきましては、市街化区域の農地ということで3条の賃貸借権設定になっております。
以上5件です。

○五十嵐直太郎 議長
それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員
16番、飯塚です。
4月6日に、第6班による農地調査委員会を行っております。
議第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことをご報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長
質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。
今回の議案の中で、地元農業委員からは、現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば初めをお願いいたします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
ないようですので、これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。ご質問ありませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第17号については許可決定といたします。

◎議第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長
続きまして、議第18号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○村岡事務局長
議第18号 農地法第5条の規定による許可申請については、1件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○八幡総合支所 後藤会計年度任用職員
それでは、農地法第5条の規定による許可申請について説明させていただきます。
10ページをご覧ください。

このたびの申請につきましては、土地の所有者4名から、東京都の〇〇株式会社へ転用の許可申請があったものです。

議案書につきましては、八幡2番のAから八幡2番のDまで4件、地権者ごとに土地の表示をしておりますが、申請事由、権利等については、いずれも同じ内容ということになっております。申請地につきましては、合計で田と畑7筆、3,579平米になっております。

別添の詳細資料、2ページ、3ページをご覧ください。

2ページ、位置図になりますが、八幡神社のところで344号、345号と三差路になりますが、その少し手前の南側、酒田から向かって右側になります。

3ページの案内図をご覧くださいますと、申請箇所が344号の国道に接してありまして、右側には344号と345号との交差点があ、その少し手前になります。

2ページの字切図をご覧ください。

左から2番目に細長く道という表示があります。ここは法定外公共物の道路になっておりまして、下につながっている道路に接続している道路になります。

あと共用地ということで、道路から右のほうに3筆ありますが、一番北側の75-3という地番は雑種地で今回の申請には含まれておりません。では、議案書のほうにお戻りください。

今回の申請事由につきましては、店舗敷地で土地所有者との権利関係については賃貸借というふうになっております。農地区分につきましては、対象地は農業振興地域の外にありまして、都市計画の用途地域内にあります。都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域の指定を受けている農地であることから、第3種農地の判定をしております。許可基準といたしましては、第3種農地のため、基本、原則許可としておりまして、地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障がないものと判断をしております。

渡人の農業者年金につきましてですが、Aの〇〇につきましては経営移譲年金受給中ですが、再設定済みのため年金受給には影響ございません。その他の3名につきましては、農業者年金受給はしておりません。

次にですけれども、都市計画用途地域第1種住居地域につきましては、住宅などのほか3,000平米以下の店舗、事務所、公共施設、病院、学校などの建設が可能ということになっております。

受人である〇〇株式会社につきましては、不動産リース等の総合リース業を営んでおりまして、許可後は地域説明会を行った後に6月から造成を行いまして、店舗、駐車場、建物の工事完了後は、ドラッグストアがテナントとして入り、令和5年1月に創業開始予定と伺っております。賃貸借の期間としては20年間の予定となっております。

造成から建築物等に係る総事業費といたしましては2億4,070万円となっております。資金については全額自己資金で、金融機関が発行する残高証明書により資金力の確認をしております。

以上で説明を終わります。それでは、スライドをご覧ください。

(スライドを映写)

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第18号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

八幡2番の現地調査の結果を、3番、池田良之委員より報告願います。

○3番 池田良之委員

3番、池田です。

4月1日、現地調査を行いました。雨水などの処理も適正に行われ、周囲への影響もなく問題ない

と思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○五十嵐直太郎 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第18号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第18号については許可決定といたします。

◎議第19号 農用地利用集積計画について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第19号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第19号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転1件、(2)利用権の設定23件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、11ページをご覧ください。

今回の審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部活用効率要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることにご不適正な事実がないことを地元農業委員会から、あらかじめ確認をいただいております。

それでは、1、一般事業、(1)所有権移転になります。

公告予定年月日は、令和4年4月18日になります。

中平田3番、錦町〇〇から熊手島の〇〇株式会社へ、手蔵田の田んぼ2筆、こちらは10アール当たりの単価が50万円で、総額274万7,500円です。移転の時期、支払い時期は令和4年4月27日となっております。受人の〇〇株式会社は認定農業者となっております。

続きまして、12ページ、ご覧ください。

1、一般事業、(2)利用権の設定になります。

こちらも、公告予定年月日が令和4年4月18日になります。

南遊佐1番、南遊佐2番、同じ受人になります。こちらは3条許可にもありました新規就農者となっております。南遊佐1番が10アール当たり1万1,000円、10年、新規です。南遊佐2番が、米清算で55.7キロ、3年で新規設定です。

続きまして、南遊佐の3番、4番、5番、6番が同じ受人で、こちらも3条許可にもありました新規就農者となっております。南遊佐3番が1万1,000円で3年、新規。南遊佐4番が1万1,000円で3年、新規。南遊佐5番が1万1,000円で3年、移転。南遊佐6番が1万1,000円で3年、移転となります。

次に、西荒瀬1番が10アール当たり6,060円で、総額3,000円からの割り返しとなります。5年の新規設定となります。

本楯10番、1万2,000円の10年、新規設定です。

続きまして、14ページ。

上田1番が1万1,000円の10年、新規設定になります。

東平田9番が、上の4筆がゼロ円、最後の1筆が1万1,000円で、10年の更新となります。

袖浦4番、5番が、受人が同じくなります。4番、5番ともに米清算で30キロの5年の新規設定となります。

続いて、八幡地区です。

。

○八幡総合支所 後藤会計年度任用職員

それでは、15ページになります。

八幡21番、新出の〇〇から、同じく新出の〇〇へ。新出の田5筆、1万1,551平米、賃借料が10アール当たり60キログラムで、契約期間は10年の更新になります。

八幡は以上になります。

○松山総合支所 門協調整主任

続いて、松山になります。

松山22番、上北目の〇〇から、同じく〇〇へ、10アール当たり価格1万1,000円、10年の新規です。以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田です。

平田67番、3,000円、1年、更新です。こちらは来年度から中間管理機構を通して貸借をする予定ですので、1年となっております。

平田68番と69番、同じ受入です。こちらも賃借料9,000円、10年の更新です。

次のページです。

平田70番、5,000円、3年の更新です。

平田71番、6,810円、総額6,000円からの割り返しであります。10年の移転です。

平田72番、4,000円と9,000円、10年の更新です。

平田73番、ゼロ円、10年の新規です。この出し手、受け手の組合せで、ほかの田の貸借は既にされており、出し手側の労働不足により、この3筆をゼロ円で貸借すると聞いております。

平田74番、ゼロ円と6,000円、10年の更新です。

平田75番、ゼロ円、5年の更新です。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第19号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことをご報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。何かご質問ありませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議第19号 農用地利用集積計画について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第19号については計画決定といたします。

◎議第20号 別段の面積の設定について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第20号 別段の面積の設定についてを上程の上、議題といたします
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第20号 別段の面積の設定については、農地法に基づく規定により、酒田市ではこれまでに2つの地区と7筆において別段の面積を設定しております。毎年、その状況の確認と見直しの検討をしなければならないとされているため、審議をしていただくものでございます。

詳細について担当が説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、議案の18ページ、19ページをお願いいたします。

農地法施行規則第17条の1項に基づく別段の面積の設定状況は、飛島地区で25アール、旧松嶺地区が30アールとなっています。

また、農地法施行規則第17条の2項に基づく設定については、市条字八森73番-2、豊里字下藤塚14-1、同じく14-2、同じく222、同じく223、小泉字上久保田5-1、漆曾根字四合田97番、合計7筆を1筆ごとに設定しております。

別添資料の6ページの1番をご覧ください。

まず、市内全域の状況になります。

農地台帳の数値から、50アール以上の経営の数ですけれども、ここで資料の訂正をお願いします。、47.7%とありますが、市内全域で50.7%となりますのでご訂正をお願いいたします。

その上で2番をご覧ください。

農地法施行規則第17条第1項の規定により、別段の面積を設定しようとするに当たっては、設定する面積の農家数が、その区域の農家数のおおむね4割を下らないことが要件となっています。

農地台帳の数値から、飛島地区では25アール未満の農家数が、すみませんが、こちらも資料の訂正をお願いしたいんですけれども35.8%となります。また、松嶺地区は30アール未満の農家数が64.2%となります。

ここで飛島については4割を下回っていますが、農政関係の補助金等での取扱いでは、おおむねの範囲を8割相当とすることがあり、この飛島地区に当てはめると、32%程度がおおむねの範囲ということになりますので、よって、この場合は両地区とも、おおむね4割を下らない数値となっているということになります。

また、飛島は離島という特殊な地区でもありますので、離島振興などの多方面からの支援という側面も考慮する必要があると考えております。

以上のことから、今年度におきましては、現在、施行規則第17条第1項によって地区で設定している別段の面積について、変更を行わず、現行のままとしたい案でございます。

また、1筆ごとに設定する17条2項によるものは、現在7筆を設定中です。適正に耕作することを条件にしておりますので、農地の活用状況を確認することが必要で、詳しい状況については地元農業委員会からも確認いただいているところであり、現行どおり設定を行いたいと考えております。以上につきまして、ご審議をお願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

- 16番 飯塚将人委員
16番、飯塚です。
議第20号 別段の面積の設定について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。
- 五十嵐直太郎 議長
質疑に入る前ではありますが、地元委員からの現地確認の報告をお願いいたします。
初めに、八幡地区において、3番、池田良之委員より、お願いいたします。
- 3番 池田良之委員
3番、池田です。
市条字八森と小泉字上久保田の別段の面積の現地確認を3月29日、吉高委員と2人で行いました。
適正に管理、耕作されておりましたので問題ないことをご報告いたします。
- 五十嵐直太郎 議長
続きまして、西荒瀬地区について、8番、伊藤正行委員、お願いいたします。
- 8番 伊藤正行委員
8番、伊藤です。
4月10日に現地確認を行いました。確認の結果、数種類の野菜を作付されており、適正に管理されておりました。特に問題はないということであることを報告いたします。
- 五十嵐直太郎 議長
続きまして、北平田地区について、20番、佐藤耕造委員、お願いいたします。
- 20番 佐藤耕造委員
20番、佐藤です。
4月10日、現地を見てまいりましたが、ただいま、まだ作付はされておりませんでした。しかし、現在、砂畑状態できれいに管理してあることは確認しております。
以上です。
- 五十嵐直太郎 議長
ご苦労さまでした。
それでは、審議に入ります。
ご質問、ご意見のある方お願いいたします。何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

- 五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第20号 別段の面積の設定について、農地法施行規則第17条第1項の規定によるもの及び第2項によるものは、現行の内容のとおりとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第20号については現行の内容のとおりといたします。

閉 会

以上をもちまして、令和4年4月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(午前10時28分 閉会)